



2020年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ナイガイ
代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治
(コード番号：8013 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部門統括 市原 聡
(Tel 03-6230-1654)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました2020年1月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりますので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、2019年12月27日に公表いたしました改善報告書には、当連結会計年度末日までの期間が短く未了のものがありますが、引き続き、改善報告書に記載のとおりの内容にて改善に努めておりますことを、合わせてご報告いたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社であるセンチーレワン株式会社（以下、センチーレワンという）において過年度にわたる不適切な商品在庫の計上が行われた可能性が判明したため、外部専門家を加えた特別調査委員会を設置し調査いたしました。

その結果、センチーレワンにおいて、商品在庫の水増しによる利益の過大計上があったことが明らかとなり、調査過程において、当社の海外子会社であるNAIGAI APPAREL (H.K.) LTD.、上海奈依尔有限公司、及び台北内外發展股份有限公司において、実取引に基づかない架空売上等の計上や商品評価損の未計上が新たに明らかになりました。

同委員会による調査結果を踏まえ、当社は、過年度の決算を修正するとともに、第120期から第122期までの有価証券報告書及び第120期第3四半期から第123期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、子会社における不正等を防止または発見する役割を担う当社管理部門及び内部監査部門がその役割を十分には果たせず、子会社の現場責任者等に対する牽制が効かなかったこと、センチーレワン前社長の在任期間が長期にわたったこと、センチーレワンの部門間の相互牽制が機能しなかったこと等の不備に起因するものであると認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は、当連結会計年度の末日までに当該財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正を図るため、再発防止策を策定し、センチーレワン社長の交代、当社執行役員、子会社社長の選任、再任方法の見直しなど不備の是正に努めてきましたが、当連結会計年度の末日時点において、依然として、当該不備は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

当連結会計年度の末日までに是正できなかった理由は、再発防止策を策定した2019年11月29日から当連結会計年度の末日までに、再発防止策の運用期間として十分な期間が確保できていないと判断したためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、以下の再発防止策等を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

(1) 当社における再発防止策

- ① 当社管理部門による子会社管理機能強化
- ② 内部監査機能の強化

(2) センティーレワンにおける再発防止策

- ① 経営ガバナンス体制の刷新
- ② 管理部門機能の強化

今後も、本件改善策につきましては、継続的なモニタリングを行うとともに、引き続き再発防止策に掲げた対応策を推進いたします。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上